国民健康保険税の大力が変わります

国民健康保険税の見直し

国民健康保険制度の改正により都道府県が運営の責任主体となり、各市町村で納めていただいた保険税を 財源として県に事業費納付金を納付し、効率的な事業の確保と制度の安定化を図っています。令和9年度 (2027年度)には県下で税率を統一し、資産割の廃止が行われる予定であり、税率変更の激変を緩和するため保険税の見直しを行いました。見直しを行った令和2年度(2020年度)の税率は、表のとおりです。

区分	内訳区分	令和元年度 (2019 年度) まで	令和 2 年度 (2020 年度)	前年度比
医療給付費分 (加入者全員に課税)	所得割率	7.05%	7.05%	据置
	資産割率	30.00%	28.00%	2.00% 減
	均等割額	2万2,800円	2万3,500円	700 円増
	平等割額	2万6,700円	2万6,900円	200 円増
後期高齢者支援金等分 (加入者全員に課税)	所得割率	2.00%	2.00%	据置
	資産割率	10.00%	4.00%	6.00% 減
	均等割額	7,800 円	7,900 円	100 円増
	平等割額	8,100 円	8,100 円	据置
介護納付金分 (介護2号被保険者: 40歳から64歳の方に課税)	所得割率	1.80%	1.80%	据置
	資産割率	6.80%	6.00%	0.80% 減
	均等割額	8,900 円	9,100 円	200 円増
	平等割額	6,000 円	6,000 円	据置
合計	所得割率	10.85%	10.85%	据置
	資産割率	46.80%	38.00%	8.80% 減
	均等割額	3万9,500円	4万500円	1,000 円増
	平等割額	4万800円	4万1,000円	200 円増

賦課限度額・軽減措置の変更

税制改正に伴い、今年度から国民健康保険税の医療分・介護分について「賦課限度額」が変更になりました。医療分が61万円から63万円に、介護分が16万円から17万円に引き上げられます【下段表1】。

また、低所得者に対する軽減措置の拡大のため、今年度から2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。国保の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は、【下段表2】の計算で確認できます。

国保の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。 軽減を受けるための申請は必要ありませんが、原則的に世帯の対象者全員の所得申告などがされていないと軽減判定ができないため、未申告者が一人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかか

【表1】賦課限度額

わらず所得申告が必要です。

	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
医療分	61 万円	63 万円
支援金分	19 万円	19 万円
介護分	16 万円	17 万円
合計	96 万円	99 万円

【表 2】軽減措置

軽減割合	軽減対象となる所得の基準
2割	総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 52万円 以下
5割	総所得金額の合計が 33万円+(国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)×28万5,000円 以下
7割	総所得金額の合計が33万円 以下

※特定同一世帯所属者とは/国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、 後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。